

■「流入車規制違反に係る公表規定の追加」に対するご意見等と大阪府の考え方について

項目	ご意見の内容	大阪府の考え方
「3対策・効果」に関すること	<p>1 違法脱法行為を繰り返す悪質な業者が多数見受けられ、違反事業者数をゼロに近づける方策がさらに必要です。違反を犯した企業の情報を広く社会に広めるために違反者の名前を公表することは良いこと。この条例は違反業者だけの問題ではないからです。業者だけでは違反はできない。違反業者を見逃し追認し受け入れる側にも大きな問題があります。条例施行して3年目にして、発生している問題を放置せずに改善策を取っていくことが、条例を遵守している多くの府民や企業が求めていることです。</p>	<p>指導に従わず、車種規制適合車等の使用命令を受けた者について、その氏名等を公表できる規定を追加することとしています。これにより、広く府民や旅行者、荷主等に対し違反者の情報を提供し、行政指導や命令の実効性を高め、ひいては違反の防止や早期改善をより一層促進させていただきます。</p>
	<p>2 度重なる行政指導に従わず車種規制適合車等使用義務違反を繰り返す運転者が存在しており、そういった運転者の氏名等を公表できる規定を追加される措置を講じられるということについては賛成です。</p>	
	<p>3 度重なる行政指導に従わず車種規制適合車等使用義務を繰り返す運転者は、明らかに「故意」で違反を繰り返していると思えず、一部の悪質な業者のために、他のまじめな運転者まで同じように見られるのは心外であり迷惑であります。悪質な運転者に対しましては、厳正に対処していただきますようお願いいたします。</p>	<p>度重なる行政指導にも関わらず、車種規制適合車等の使用義務違反を繰り返す者に対しては、条例に則り厳正に対処します。</p>
	<p>4 厳正なる法規制の実施をお願いしたい。</p>	
その他の事項に関すること	<p>1 最近、他府県からの規制対象車(ステッカー無)をよく見ます。私は、まだ十分走行できる自動車を、規制対象車になると聞き、数年前に3台全て規制をクリアした自動車に買い換えました。結構な出費でしたが、空気が綺麗になればと思いましたが、これでは不公平です。</p> <p>ステッカー無しの自動車に対して、警察官と役所が合同で取り締まるのも有効かと思えます。「見せしめ」と言うと批判もあるかも知れませんが、大々的に取り締まれば、相当効果もあると思えますし、未申請車もステッカーを申請して、自動車に貼り付ける気にもなると考えます。どうぞ、正直者が馬鹿を見ない様な取り組みに期待致します。</p>	<p>流入車規制開始以来、トラックやバスが多数出入りする場所を中心に立入検査を実施しているほか、通報があった場合にも立入検査を行い、違反を確認した場合には指導を行っています。今後とも規制の効果がより挙がるよう取り組んでまいります。</p>